

平成 29 年度 愛知県高等学校新人体育大会 ヨット競技 帆走指示書

1. 適用規則

本大会は、『セーリング競技規則2017-2020』（以下「RRS」という）に定義された規則、『セーリング装備規則2017-2020』、愛知県高等学校総合体育大会要項、同ヨット競技要項を適用する。

2. 競技者への通告

競技者に対する通告は、信号旗掲揚柱横に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下「指示」という)の変更は、それが発効する第1レースの予告信号時刻の60分前までに公式掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に設置された信号旗掲揚柱に掲揚する。
- 4.2 音響信号と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚後20分以降に発することを意味する。艇は、この信号を発せられるまで、離岸してはならない。
- 4.3 予告信号予定時刻の20分前までにD旗を掲揚しない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期している。

5. レース日程

- 5.1 レース日程は次のとおりとする。

		420級予告信号時刻	FJ級予告信号時刻
9月17日(日)	第1レース	9:50	10:00
	第2レース	引き続き	引き続き
	第3レース	引き続き	引き続き

- 5.2 男女各競技種目とも最大3レースを予定している。
- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分前にレース委員会信号艇に音響1声とともにオレンジ色旗を掲揚する。

6. クラス旗

420級のクラス旗は、「420旗」(白地に青色文字)を用いる。

FJ級のクラス旗は、「FJ旗」(白地に青色文字)を用いる。

7. レースエリア

レースエリアは、添付図1に示すエリアとする。

8. コース

- 8.1 添付図2のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に、帆走すべきコース、最初のレグのおおよそのコンパス方位を示す掲示板を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク①②③④は当該黒色数字入り蛍光オレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.2 指示11に規定する新しいマークは、オレンジ色の三角錐形ブイとする。
- 9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の球形ブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは、RRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストと、ポートの端のスタート・マークのコース側の間とする。
- 10.3 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインの概ね100m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」(DNS)と記録される。これはRRS A4・A5を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(または、フィニッシュラインを移動し)、実行できればすぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、そのマークは元のマークで置き換える。

12. コースの短縮またはレースの中止

レース委員会はRRS32.1以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化が発生した場合、又は風速が一定時間4Knt以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

13. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚したポール又はマストと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。

14. タイムリミット

RRS30.3, 30.4に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」(DNF)と記録される。これは、RRS35, A4, A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に陸上本部に提出されなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は、当日の最終レース終了から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長する場合がある。
- 15.3 レース委員会又はプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために、指示15.2の抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
- 15.4 審問の再開要求は判決を通告されて20分以内に提出されなければならない。これはRRS66を変更している。

16. 得点

- 16.1 本大会が成立するためには、男女各競技種目別に1レースを完了することを必要とする。
- 16.2 各競技の得点は、RRS A4の低得点方式を適用する。各艇の総得点は、成立した全てのレースにおけるその艇の得点合計である。
- 16.3 学校対抗競技における得点計算の方法は大会要項による。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告は署名方式で行う。出艇しようとする艇長はレース運営本部にある署名用紙に署名して出艇すること。帰着申告は艇長(事情によりやむを得ない場合は代理人可)の署名をもって行う。[DP]
- 17.2 各艇の乗員は、衣類の着脱のために要するわずかな時間を除き、離岸から着岸までの間、十分な浮力で体重を支え

ることのできる有効なライフジャケットを常に着用していなければならない。[DP]

17.3 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ることとする。[DP]

17.4 レース委員会又はプロテスト委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対して、リタイアを勧告する。また、緊急救助を要すると判断した場合には、競技者の意思に拘わらず強制的に救助を行うことができる。この場合、艇からの救済要求は認めない。これはRRS62.1(a)を変更している。

18. ごみ処理 [DP]

艇は、ごみを水中に捨ててはならない。ごみはレース運営艇に渡してもよい。

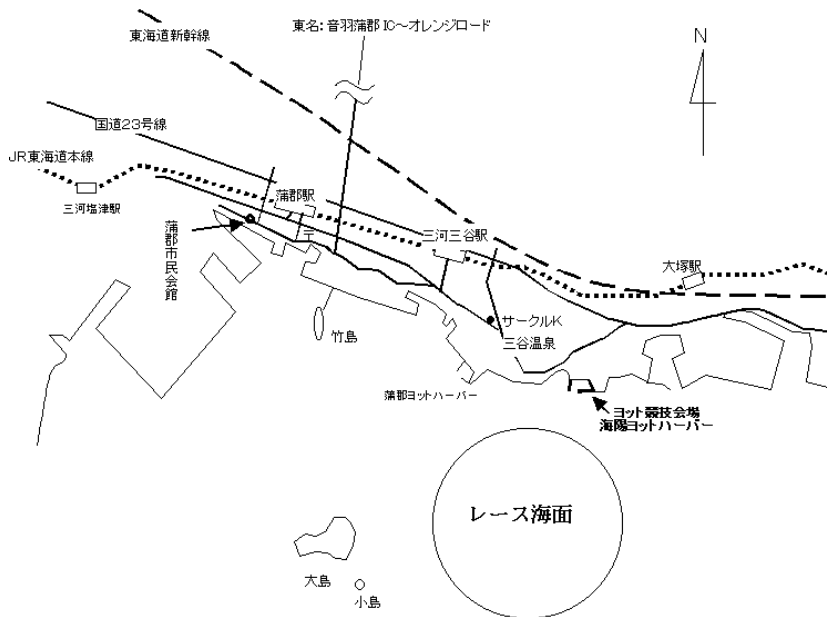
19. 無線通信 [DP]

艇は、緊急時の救助要請する場合を除き、レース中無線送信を行ってはならず、またすべての艇が利用できない特殊な無線通信を受信してはならない。これには携帯電話およびGPSも該当するものとする。

20. その他

本大会にて発生した問題については、レース委員会の裁定に委ねるものとする。

添付図1



添付図2

